

記入例

連絡先

窓口へ提出する日を記入。
申請締め切り日: 20日(休日の場合はその翌日)

農地法第4条第1項の規定に

令和〇〇年 10月 1日

三島市農業委員会会長 殿

申請者 氏名 三島 太郎

下記によって農

現住所を記載。ただし、登記事項証明書と異なる場合は、住民票を添付する。

第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請者の住所等	住 所 静岡県三島市〇〇 101番					職 業 会社員兼農業				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面積 (㎡)	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
	北田町	〇番〇号	田	300㎡	一毛作	480 Kg	三島 太郎	市街化調整区域		
				㎡						
				㎡						
	計	300 ㎡	(田	300 ㎡、畑	㎡)					
(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細								
	農家住宅	現在、両親と暮らしているが、子供の成長に伴い手狭となってきたため住宅を建築する。								
転用計画は、許可後すみやかに着工でき、許可日から1年以内に許可目的に供しうること。		令和〇〇年 2月 1日から	永久	年	必要に応じて、事業計画書・土地の選定に関する書類を添付。					
3 転用計画	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工令和〇〇年2月1日~〇〇年1月31日)			第2期		合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	第2期	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				300㎡				300㎡
		建築物	鉄骨造1階	1棟	130㎡	300		1棟	130㎡	300
		小 計		1棟						300
		工作物								
小 計										
計		1棟	130	300	り	1棟	130	300		
4 資金調達についての計画	総事業費		調達方法							
	【内訳】土地造成費 400千円(造成見積額 整地のみ)		【内訳】自己資金 5,000千円 (〇〇銀行〇〇支店普通預金) 借入金 16,900千円							
	建築費 21,000千円(フェンス等外構含む)									
	その他雑費 500千円									
	合計 21,900千円									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家等の被害防除施設の概要	土地造成は整地のみで、汚水等排水は浄化槽により処理し、申請地の北側及び西側に隣接する農地に流れ込まないように対処する。 雨水は集水枡で集水し、道路側溝へ排水する。(別添土地利用配置図中に記載) 建築物は2階建てで、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処する。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任持って解決する。									
6 その他参考となる事項	1. 都市計画法第29条第1項第2号該当で許可不要。 2. 北田町〇番〇号(地目:雑種地、面積30㎡)と一体利用									

(記載要領)

- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署
- 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者を記載してください。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄に含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の規模」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口から木のいずれかの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

取排水計画: 取水=上水道、排水=浄化槽、自然浸透等と記載し、その計画を計画平面図等に記載する。

被害防除措置: 周辺農地に対する日照、通風の遮断、土砂等の流出の恐れがないよう具体的な防除措置を計画平面図、構造物(擁壁など)の説明資料等に記載する。

土地造成: 切土・盛土・整地する面積
建築物 : 住宅・工場等建物
工作物 : 駐車場・資材置場・運動場等の建物以外の利用